



資料編

瑞穂町長期総合計画とは

総合計画は、地方自治体におけるすべての計画の基本となり、まちづくりを推進するための計画です。瑞穂町では、昭和53（1978）年に最初の総合計画となる「瑞穂町まちづくり総合計画（第1次長期総合計画）」に始まり、平成3（1991）年に「瑞穂町長期総合計画（第2次）」、平成13（2001）年に「瑞穂町長期総合計画（第3次）」、平成23（2011）年に「第4次瑞穂町長期総合計画」を策定し、このたび令和3年度を初年度とする第5次の総合計画を策定しました。

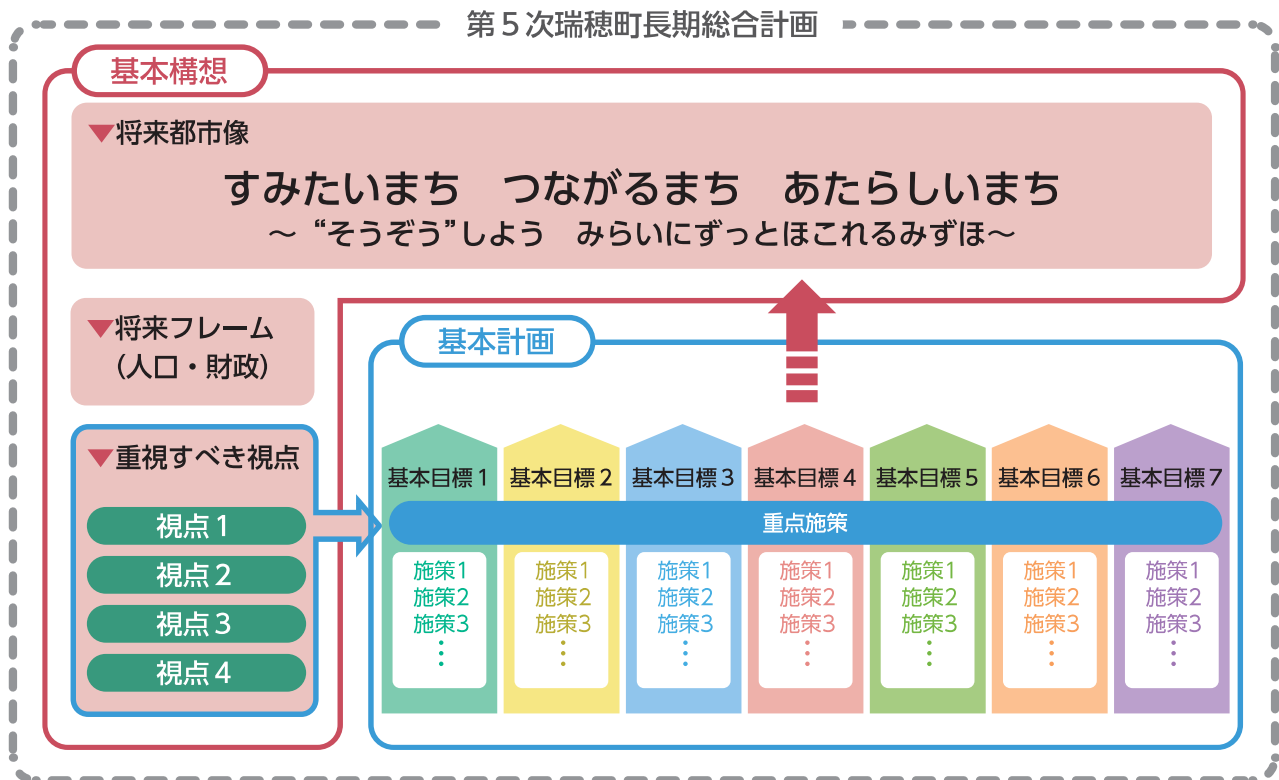
第5次瑞穂町長期総合計画は、社会経済情勢の動向や住民、各種団体の意向をふまえ、新たなまちづくりの意思を明確にするため、令和12年を目標年度とする町政運営の指針を示したものです。

第5次長期総合計画の構成と計画期間

1) 計画の構成

第5次瑞穂町長期総合計画は、今後10年間のまちづくりの骨格を示す「基本構想」と、瑞穂町が取り組む具体的な施策を示す「基本計画」で構成されます。基本構想と基本計画の関係(イメージ)は下図のようになっています。

■ 基本構想と基本計画の関係(イメージ)



基本構想

瑞穂町がめざす将来都市像や方向性を示す行政運営の指針です。

将来都市像：目標年次における瑞穂町のめざす姿を示します。

将来フレーム：瑞穂町の人口・財政の展望を示します。

重視すべき視点：施策に取り組む際に配慮すべき分野横断的な視点を示します。

基本計画

基本構想における将来都市像を実現するために、計画期間中の現状と課題をふまえた上で、町が取り組む施策および基本的方向を示します。

重点施策：基本構想の重視すべき4つの視点に配慮する施策として、重点的・優先的に取り組むものを示します。

2) 分野別計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連

(1) 分野別計画

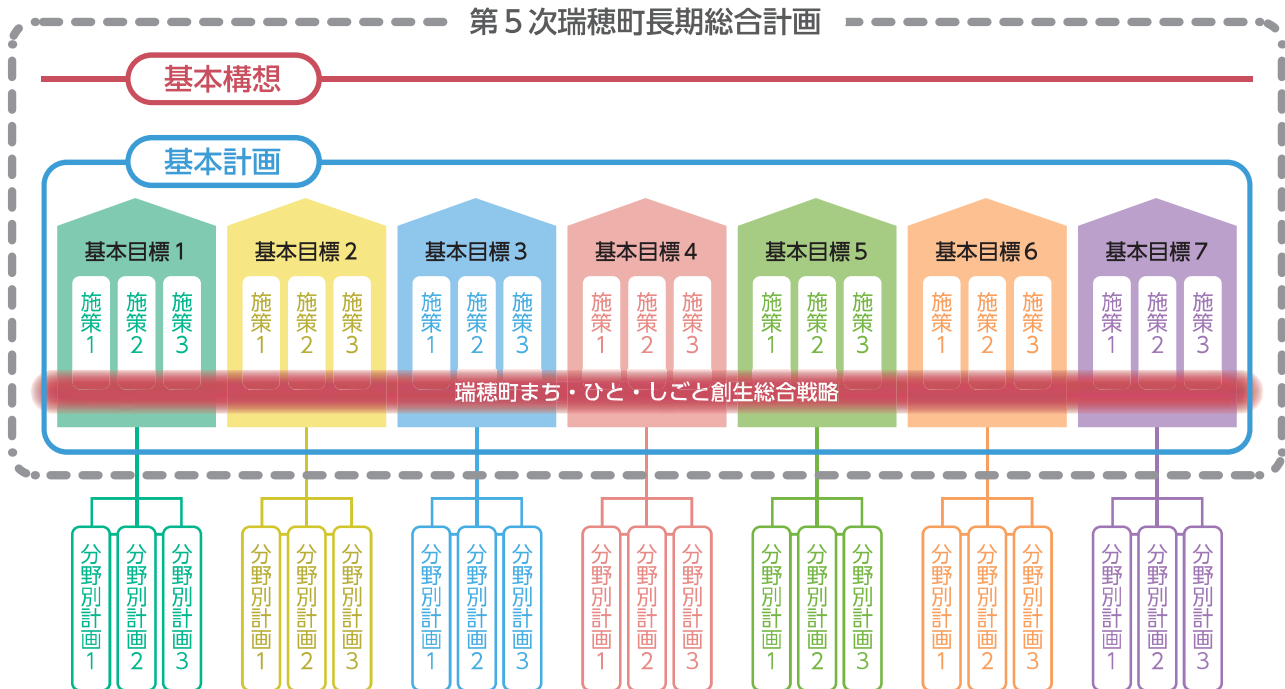
さまざまな行政分野において策定する分野別計画は、基本構想に示す将来都市像、およびこれを実現するための基本計画で示す施策にもとづき、施策間の調整をはかりつつ策定するものとします。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27(2015)年度に策定した「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が令和2(2020)年度をもって計画期間の終了を迎えることに伴い、総合戦略の人口減少を克服し、活力ある地域社会を維持するという方向性は長期総合計画と同一のものであることから、第5次瑞穂町長期総合計画と総合戦略を一体的に策定することとしました。

総合戦略の理念等は長期総合計画の体系の一部として扱い、その施策については、基本計画に含まれているものとします。

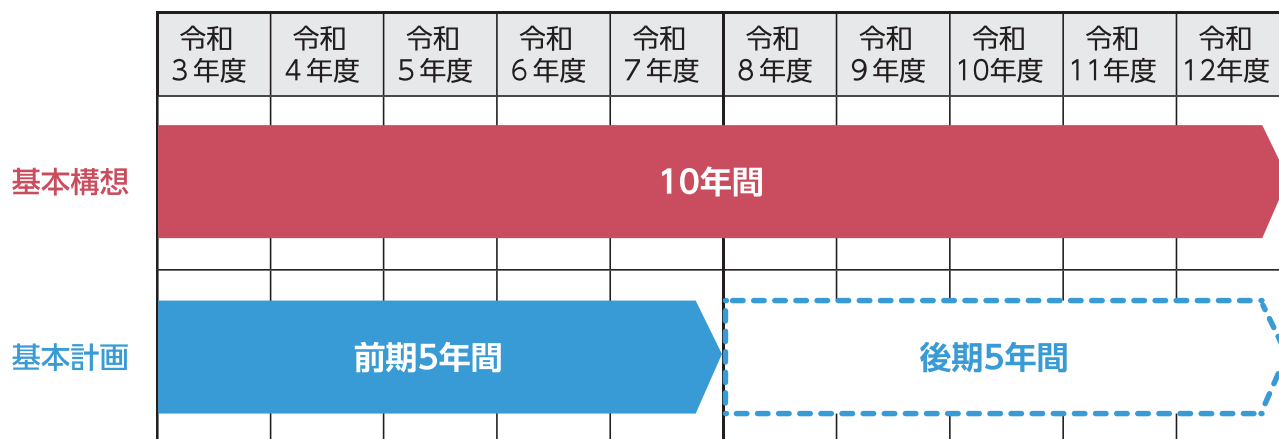
■ 第5次長期総合計画と分野別計画の関係(イメージ)



3) 計画期間

この計画は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。社会情勢の変化などをふまえて、前期5年間の終了時点で見直しを行います。

■ 基本構想と基本計画の期間



基本構想



第5次長期総合計画の特徴

1) 町を取り巻く状況

瑞穂町を取り巻く状況は、①超少子高齢社会の進展によって、総人口だけでなく、生産年齢人口の減少が顕著となること、②地域経済が海外の経済・社会状況とより密接にかかわってきていること、③身近な生活や産業活動において新技術の活用がすすんでいくこと（産業革新）、④首都直下型地震の脅威や気候変動がもたらす影響が深刻さを増していること、という4つの転換点にあります。さらに瑞穂町では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸に向け、東京都が調査設計等に取り組むなど、大きな一歩が踏み出されています。多摩都市モノレールの延伸は、人の流れ、物の流れに変化が起こる、瑞穂町にとっては大きな転換点となります。

このような状況下で、過去に蓄積させた成果と瑞穂町の強み・弱みを見極め、従来の発想の延長線上ではない、新しい時代を切りひらくための新たな視点から第5次長期総合計画を策定します。

2) 計画の視点

第5次長期総合計画の基本構想は、『超少子高齢社会の進展による人口減少・生産年齢人口の減少や、風水害や感染症などの過去に経験したことのない出来事により、社会生活をささえるための人的、財政的な資源が不足してくること。』、『社会環境の変化に対し、地域課題の発見を行政だけで行うことは困難になりつつあること。また、課題を発見したとしても、これらを解決する技術や知識を行政だけでは十分に有していないこと。』、『住民、企業・団体、行政が連携を深め、それぞれが当事者意識をもって課題をとらえ、自主的・自立的に解決すること。』といった視点を捉えたものとします。また、第4次長期総合計画にも含まれていた住民、企業・団体、行政の参画と協働による町政運営をさらにすすめていきます。

今までと変わらない瑞穂、例えば、狭山丘陵の豊かな緑、田園農地、残堀川や狭山池など水辺環境の良さは、住民の誰もが認識している、後世に残すべき「まちの財産」です。こういった瑞穂町の良さを行政にたずさわる者だけでなく、住民が再認識して地域にかかわるとともに、身近な課題解決に向け、誰もが当事者意識を持つ新たな“みずほ”をめざします。

基本構想では、老年人口がピークを迎える20年先を見通して、瑞穂町が抱える課題を、住民、企業・団体、行政の総合力で解決するための10年間の基本的な考え方を示しています。基本構想で、分野別のまちづくりの基本方針を示すのではなく、分野を横断した「重視すべき視点」をかけた、重点施策を示すとともに、瑞穂町の将来像の実現に向けた施策の方向性を明らかにします。



将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～ “そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

- 今、私たちは、あらゆる社会生活に影響する超少子高齢社会に直面し、また、グローバル化がすすむ経済、第4次産業革命の大きな動き、脅威的な気候変動の影響といった転換点といわれる時代を迎えています。その中であって、瑞穂町および住民の悲願であった多摩都市モノレールの延伸計画が箱根ヶ崎方面に向けて動き出し、瑞穂町の将来をつくる変化の時代にあります。
- この計画の10年間は、私たちのまちに起こる変化のエネルギーを糧として、さらに先の時代にめざす瑞穂の姿を胸にいただき“そうぞう”（創造、想像）しながら、新たなまちの魅力を創成するとともに、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐための期間とします。

これから目指す瑞穂の姿

<新たな人・物の流れを創出するまち>

交通網の再編、人の流れ、物の流れが変わり、新たな商業環境や住環境が今までにない形を作ります。また、交通利便性の向上により、官民含めた業務機能の従来と異なった展開がみられ、瑞穂町のさまざまな環境が変化します。そして、環境が変化することにより、交流人口や関係人口が増加し、新しい関係性も生まれていきます。

<持続可能なまち>

人口減少傾向に歯止めをかけ、生活しやすく魅力的な地域社会を形成することなどにより、若い世代がいきいきと学び、働き、地域の担い手として活躍するとともに、住み続けたいと思う持続可能なまちが作り上げられます。

<経済が循環し、新しい価値が生まれるまち>

工業、商業、農業が相互に関連し合い、先端産業や専門人材などと連携して、地域内の経済が循環する環境が整えられています。また、技術開発、IT投資、インキュベーションなどの広がりにより、専門知識や経験を有する人材の育成とまちづくりへの参画がすすんでいます。

<充実したときを過ごせるまち>

テレワークなどの多様な働き方が社会に浸透しています。その時代の中で、働く場所でありながら、心休まる落ち着いた自然環境と共存する瑞穂らしい暮らし方が実現できるなど、瑞穂町の潜在的な魅力が際立っています。

<つながるまち>

自然や産業、公共サービス、人材などのあらゆる資源がつながり、交流が生まれるなどの小さな関係が重なり、新たな発想や活動が生まれています。そして、町外の資源も含めてつながり合う環境やコミュニティが形成され、周辺地域にも影響が広がっています。

3

将来フレーム(人口・財政)

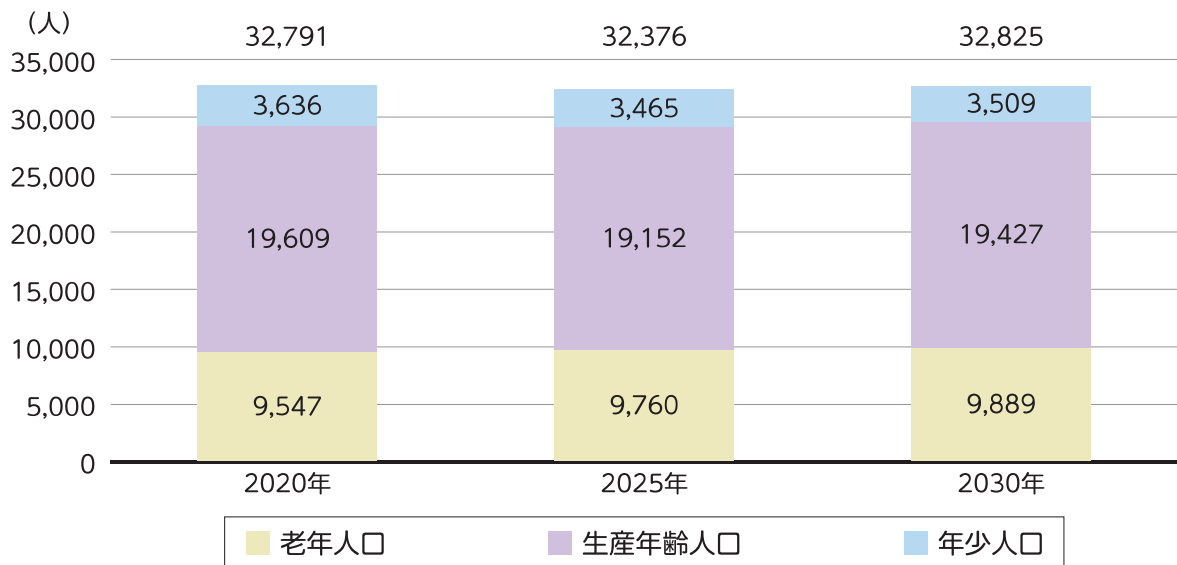
1) 人口

瑞穂町の人口は、平成17(2005)年をピークにしばらく横ばい状況が続いていましたが、令和2(2020)年以降は顕著な減少傾向が続くと推計されています。

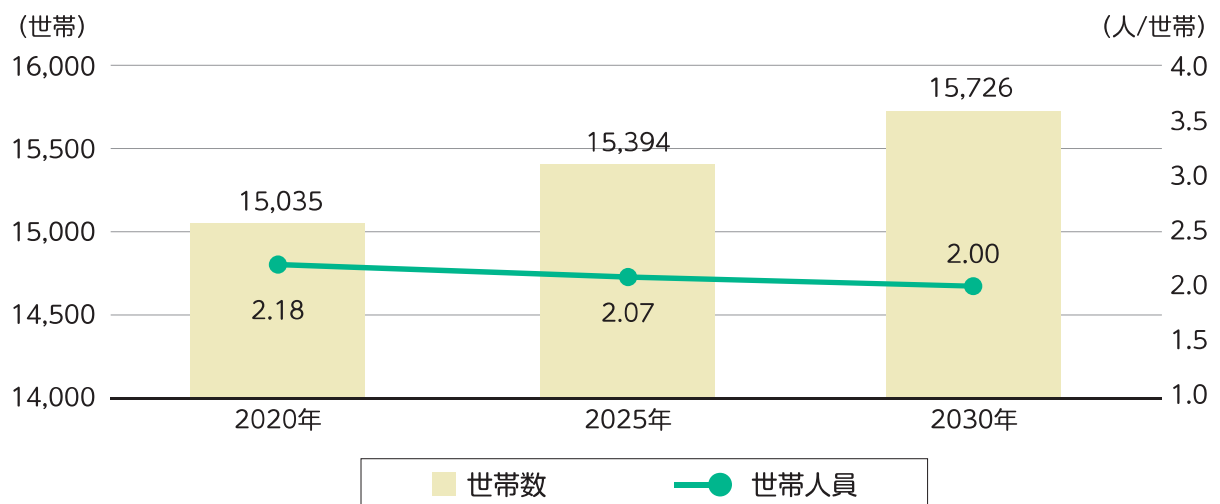
しかし、今後10年間に於ける、土地区画整理事業の進展、多摩都市モノレール延伸にかかわる影響や子育て支援策などによる人口増を見込み、令和12年の人口フレームを次のように想定します。

10年後の人口：33,000人 / 世帯数：15,700世帯

■ 総人口および年齢三区分別人口



■ 世帯数と世帯あたり人員



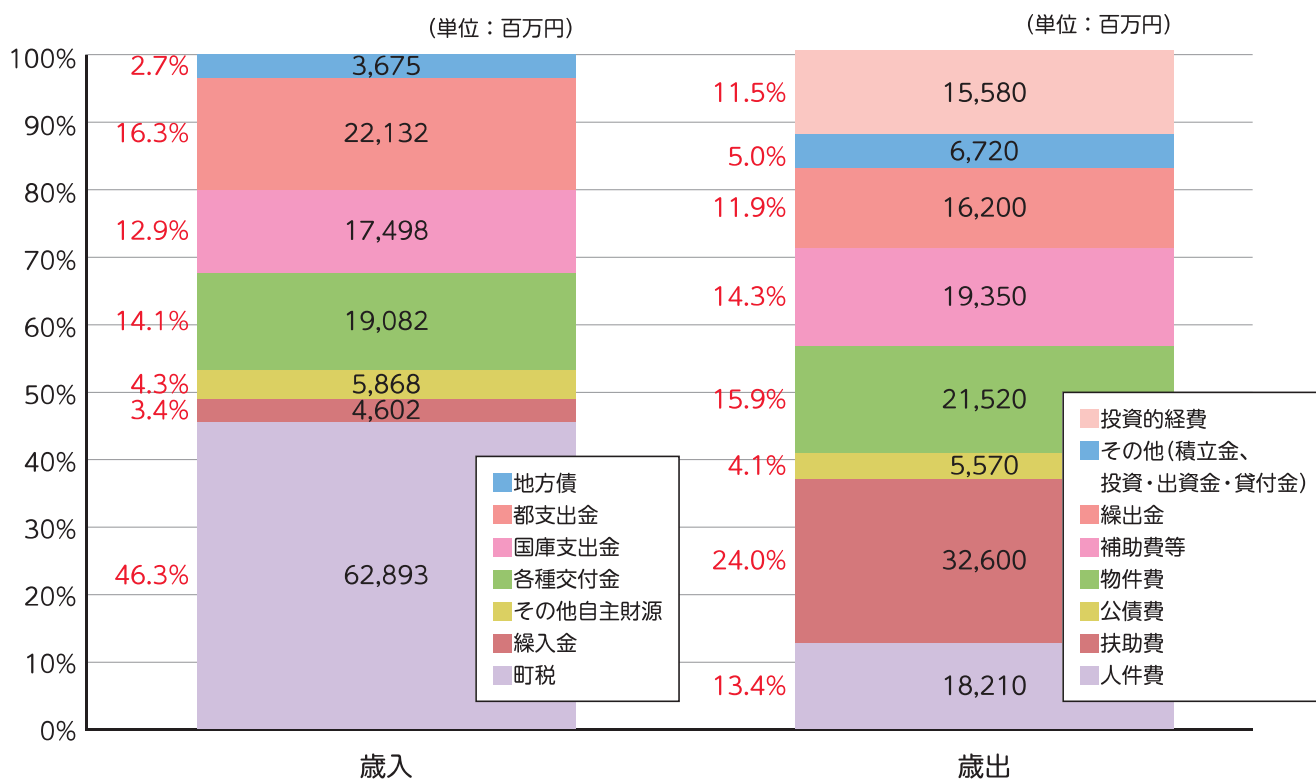
2) 財政

この長期総合計画における10年間の財政計画(普通会計[※]ベース)の総額は、以下のとおりです。

令和3(2021)年度から12(2030)年度までの10年間の歳入歳出予算総額

10年間の歳入歳出予算総額：1,357億5,000万円

■ 歳入歳出予算総額の内訳



※ 瑞穂町における普通会計の対象は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業会計



重視すべき視点

この重視すべき視点は、将来都市像を実現する上で、基本計画の重点施策や各施策に取り組む際に配慮するとともに分野的に横断する価値観、取組の姿勢として位置づけます。

この視点は、未来志向で、住民や企業・団体とも共有すべき価値観、取組の姿勢とします。

視点1：町の魅力を際立たせる

あらゆる世代が生活を楽しむみずほでの暮らしを思い描くことができ、また、産業や各地区における特性が発揮され、その相乗効果による魅力が浮かび上がるといった、快適に暮らせる基盤が実現するハードおよびソフトの仕組みが形成されている姿をめざします。

視点2：資源を磨き生活の質を豊かにする

今ある公共空間や地域資源をより有効に活用することに知恵を絞り、それぞれの資源の持つ機能を組み合わせたり、つなぎ合わせたりすることなどにより、住民の生活がより豊かになるとともに、相乗効果や新たな価値が生み出されている姿をめざします。

視点3：つながる地域づくり

個人個人の感覚に合った距離感を持ちながら、困ったときにはさりげなくささえ合うことができる関係が構築されています。そして、地域でのゆるやかな人間関係が形成されている姿をめざします。

視点4：危機に備える

首都直下地震や風水害、感染症などのこれまでの経験値では想定しづらい危機に対し、幅広い総合的な視点から危機管理対応がさらに強化され、安全に安心して暮らしている姿をめざします。

まちづくりの根底に流れる姿勢

ここに掲げる姿勢は、第4次長期総合計画で掲げられた「自立と協働」を引き継ぐもので、この精神が新たな地域力を次々と作り出し、住民が行政とともに新たな公共サービスを生み出します。

1 当事者意識を持つ

住民、企業・団体、行政など多様な主体が瑞穂町のまちづくりにかかわる誇りを持ち、当事者として課題解決に向けた思いや意識を共有しましょう。

2 意識を行動に

身近な課題解決に向けて、誰もが活動の機会や出番があり、異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、成果を共有しましょう。

～瑞穂町協働宣言の実践に向けて～

瑞穂町では平成 26 (2014) 年 10 月に「瑞穂町協働宣言」を策定し、翌平成 27 (2015) 年 4 月には住民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」が発足するとともに、協働の理念や仕組みをより多くの住民へ広めるため、平成 28 (2016) 3 月には協働フォーラムを初めて開催し、引き続き現在も協働の考えを住民へ発信しています。

また、平成 28 (2016) 年度より、住民からの協働事業を募集するとともに、協働事業の仕組みやすすめ方を示した「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成 30 (2018) 年 12 月に策定しました。しかし、瑞穂町では、協働の考えが浸透するまでには至っておらず、住民と行政の協働によるまちづくりは、まだまだ道半ばです。

協働の基本原則

自主性の尊重

団体と行政はそれぞれ独立しており、互いの特徴を引き出しつつ、住民主導の事業を目指しましょう

公共性・公益性

団体の利益だけでなく、住民福祉の向上につながるような具体的な成果を目指しましょう

対等な関係

相手の立場を考え、十分な協議を行いながら、それぞれの役割分担を明確にしましょう

団体特性と事業の整合性

団体の特性を活かせるような事業計画を立案し、事業が団体の負担増とならないようにしましょう

目的の共有

最終的な目標を明確にし、その目標を達成するために継続的に事業に取り組みましょう

あ

ICT

Information & Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称。情報や通信に関する技術の総称

医師偏在指標

現在・将来人口を踏まえた医療ニーズにもとづき、地域ごと、診療科ごと、入院外来ごとの医師の多寡を統一的・客観的に把握できる、医師偏在の度合いを示す指標のこと。

一次医療

入院治療の必要がなく外来で対処できる帰宅可能な患者を対象とする医療のこと。主に内科、外科を診療科目としている。

一般相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行うほか、地域移行や地域定着のために必要な支援も行う機関のこと。

イノベーション

技術革新のこと。具体的には、新技術や新製品開発、新マーケット開拓、新資源開拓、組織改革の5つを指し、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらすことを指す。

インキュベーション

事業の創出や創業を支援するサービスや活動のこと。

雨水貯留施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。浸透ます、浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類がある。

A I

Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)の略称で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと。

S N S

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称。同じWebサイトに登録した利用者同士がメッセージの交換、写真・動画の共有などを通して、オンライン上で交流できる会員制サービスのこと。

S D G s

Sustainable Development Goals (サステナブル・デベロップメント・ゴールズ)の略称で、持続可能な開発目標のこと。国際連合の加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。貧困対策など、取り組むべき17のゴール(目標)・169のターゲット(方向性)から構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

青梅線沿線地域産業クラスター協議会

東京都多摩地域などにおける産業用機械、電子機器、通信機器などの産業集積のポテンシャルをいかにするため、JR青梅線・五日市線・八高線沿線の自治体(青梅市・昭島市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町)、商工会議所、商工会並びに一般社団法人首都圏産業活性化協会によって組織された、産業支援のネットワークのこと。

OHAKOプロジェクト

土地区画整理事業によりJR箱根ヶ崎駅の西側に創出された公有地について、まちの方々と一緒にそれぞれの十八番を持ち寄ってにぎわいを創出しながら、多摩都市モノレールの延伸を見据えた活用方法を考えるプロジェクト

か

海外留学奨学資金等支給制度

国際的な視野に立ち、瑞穂町および社会に貢献する人材を育成することを目的として、寄附金を原資とした「瑞穂町教育振興基金」を活用し、海外の学校に留学する方に奨学資金等を支給する制度

介護予防リーダー

地域での住民主体の介護予防活動において、リーダー的役割を担う人のこと。瑞穂町が養成講座を実施し、人材の育成・活用を図っている。

学校運営協議会

学校と地域が育てたい子ども像や学校が抱える課題などを当事者として共有し、町立学校の運営および運営への必要な支援について協議する機関

通いの場

高齢者を中心とした地域住民主体による体操や趣味活動、交流など、定期的集まる活動の場のこと。

管きよ

下水を収集し、排除するための施設のこと。主に道路下に埋設されている。瑞穂町の管きよは污水管と雨水管に分類される。

幹線道路

全国または地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路

GIGAスクール構想

文部科学省が提唱する、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられ、障がいのある人からの相談に応じ、情報提供を行うほか、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関との連携支援を行う機関のこと。

基金

自治体が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、条例の定めに基づいて任意に設置した資金または財産のこと。

狭あい道路

幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路。法律的な定義はないが、幅員4m未満の道路をさす場合が多い。

業務継続計画(BCP)

「瑞穂町地域防災計画」に基づき、大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報といった利用可能な資源が制約される状況下で、必要な資源の確保・配分を行い町の業務を継続させ、町民の生命、生活および財産を守ることを目的とした計画

協働事業ガイドライン

平成30年10月に策定された、多くの方が協働を理解し、協働を始める際に活用できるよう、協働の仕組みや進め方をわかりやすく説明した指針

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

権利擁護センター

成年後見制度の普及・啓発をはじめ、制度の説明や申立て書類作成などの支援をする機関のこと。

公営企業会計

自治体の一般会計と異なる、民間企業に近い会計制度のこと。経済活動の発生に基づいて経理を行う発生主義、取引を原因と結果に仕分けて記載する複式簿記などの特徴がある。

公共施設マネジメント

地方自治体などが保有し、または借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理および利活用する仕組み

耕作放棄地

過去1年以上作付がなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地のこと。

交通結節点

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。

高齢者支援センター

介護保険法に基づき市町村が設置する地域包括支援センターのことで、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うための総合相談機関のこと。

告示後住宅

住宅防音工事の対象区域の告示後に対象区域に建設された住宅のこと。防音工事助成対象外になってしまう。

子育て世代包括支援センター（ゆりかごステーション）

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機関

子ども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、児童福祉及び母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う体制を構築し、子どもと子育て家庭への切れ目のない支援を提供する機関

こども誰でも通園制度

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的として、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度

こどもまんなか社会

子どもの意見を聴きながら、利益を最優先に考えた取組や政策を一緒に進めていく、国の中心に据える社会目標のこと。

在宅医療・介護連携

市町村、医師会、介護サービス事業所、地域の医療・介護の関係団体等が緊密に連携して、地域資源の把握、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、関係者の研修、住民への啓発などの取組のこと。

狭山近郊緑地保全区域

良好な自然環境を有する緑地の保全や無秩序な市街化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき、国土交通大臣が指定する区域のこと。狭山丘陵の大部分が指定されている。

3R(スリーアール)

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組(リデュース、リユース、リサイクル)の頭文字をとったもの。

CV-22オスプレイ

アメリカ軍の輸送機オスプレイの空軍向けの機体のこと。

市街化調整区域

都市計画で定められている都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域のこと。

自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2号に規定する地域住民による任意の防災組織のこと。

シティプロモーション

地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。

住宅セーフティネット

住宅を確保するのが難しい「住宅確保要配慮者(高齢者、子育て世帯、低所得者、障がいのある人、被災者など)」などに対してその居住を支援する仕組みや取組のこと。

住民提案型協働事業

住民が組織するグループ・団体などから企画提案を募集し、町と住民などが協働で実施している事業。地域の活性化および生涯学習の振興に効果的な事業が対象となる。

主要生活道路

生活道路の中でも幹線道路または地区幹線道路である都市計画道路を補完して、地域内の交通を円滑にするとともに、消防車などの緊急車両の進入や延焼防止等により防災性の向上をはかる道路

生涯学習推進団体

生涯学習を推進するため、住民が組織し、主体的・継続的な学習活動を行っているグループ・団体などのこと。瑞穂町では生涯学習推進団体として登録し、その学習活動の支援を行っている。

生涯スポーツ

一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味などに応じて、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、スポーツに親しむこと。また、楽しめるスポーツ

障害福祉サービス

障害者総合支援法が定めるサービスの総称。介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」等がある。

小規模保育事業所

国の事業として市町村が認可をしている事業で、0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと。

消費者講座

暮らしに関する様々なテーマについて、専門の講師による講義を受けられる講座のこと。

消費生活相談窓口

商品の購入・契約など、消費生活に関するトラブル等に係る相談の受付先のこと。

職員地域情報コーディネーター

瑞穂町の職員が「地域」に出向き、地域の人と積極的につながり、地域が抱える問題や課題の情報収集、情報提供等を行い、地域の自立と活性化を推進し、地域と行政の橋渡しとなり、協働を推進するために活動している。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、地域の住民から人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている委員のこと。

人生100年時代

健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。ロンドン・ビジネススクールの教授リンダ・グラットンが著書「100-year-life（邦題：ライフ・シフト 100年時代の人生戦略）」で著した概念で、社会生活や労働形態の在り方について分析したもの。

スクールガードリーダー

子どもの安全を守るために、通学路の巡回活動、不審者対応についての学校へのアドバイス、各地域で子どもを見守る「学校安全ボランティア(スクールガード)」の指導等の活動を行っている警察OB等の防犯の専門家のこと。

スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

生活道路

一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路

青少年育成団体

地域社会に居住する児童生徒の健全な育成を図ることを目的として活動する地域団体のこと。

生物多様性

生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念のこと。

た

多世代交流センター「MIZCUL」

子どもから高齢者までの多様な世代が交流し、つながり、および居場所となる拠点を創出することにより、多世代交流の推進および地域コミュニティの活性化を図るとともに、放課後の児童の健全育成および高齢者の生きがいづくりを含む全ての住民の福祉の向上および健康の増進を目的とした施設。指定管理者による管理運営を行っている。

多摩イノベーションパーク構想

東京都「未来の東京」戦略ビジョン『戦略17 多摩・島しょ振興戦略』に位置づけられた、多摩地域にある大学、研究機関、専門人材、大手ハイテク企業、高い技術力を有する中小企業などの集積と国内外の先端産業やスタートアップとの活発な融合により世界有数のイノベーション先進エリアとしての地位を確立することを目指した東京都の構想のこと。

多摩都市モノレール

多摩地域の南北交通を担う基幹公共交通のこと。東大和市の上北台駅から多摩市の多摩センター駅まで(約16km)を結んでいる。現在、東京都は、箱根ヶ崎方面への延伸をすすめており、2030年代半

ばの開業をめざしている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体などが参画し、ネットワークを形成することにより、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長をささえ、地域を創生する活動である地域学校協働活動を推進する体制のこと。平成27年の中央教育審議会の答申で提言され、平成29年には、社会教育法の改正により第5条「地域学校協働活動」が新設された。部活動や授業の準備などの学校活動について、地域住民や保護者などがボランティアとして支援する。

地域コミュニティ

一定の地域を基盤とし、その地域で活動する人々が集い、地域づくり活動や地域活動を話し合い、解決に向けて取り組むなど、様々な活動を自主的・主体的に行っている住民組織のこと。

地域福祉団体

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民と協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む団体のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みのこと。

地縁型活動

居住する土地に基づいた縁故関係によって行われる活動のこと。町内会・自治会、老人会（老人クラブ）や子ども会活動などがある。

地区計画

都市計画法に基づき、一定規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設等の配置など、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを行うために定められる計画のこと。

町内主要道路ネットワーク

国道16号や新青梅街道をはじめとした、瑞穂町内を走る主要幹線道路、幹線道路、地区幹線道路によって形成される道路網のこと。

町立学校における働き方改革推進プラン

瑞穂町の小中学校における働き方改革を推進していくための計画のこと。教員の時間外業務の削減などが含まれている。

DX

Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル技術とデータを活用し、業務プロセスやビジネスモデル、組織・企業文化そのものを根本的に変革して、新たな価値創造と競争優位性の確立をめざす取組のこと。

テーマ型活動

共通のテーマに興味を持つ人が集まり、行う活動のこと。近年子育てグループなど、特定の分野に特化してまちづくりなどを行う活動を目的とするテーマ型のコミュニティの活動が増えている。

デマンド交通

利用者の予約に応じて運行ルートや時間が変わる、乗り合いにより運行する公共交通サービスのこと。

テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語を合わせた造語。情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに働くこと。

東京都後期高齢者医療広域連合

東京都の後期高齢者医療制度を取り扱う運営主体のこと。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(恐喝・詐欺等を含む)のこと。

都市計画道路

都市計画法に基づいて都市計画において定められた計画道路のこと。都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、活力と魅力のある快適な都市形成に寄与し、あわせて防災強化の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格をなす施設

都市計画マスタープラン

平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。

な

二次医療

入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療のこと。先進的な技術を必要とする特殊な医療をのぞく入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するもの。

西多摩医療圏

東京都の定める二次医療圏のうち、青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町の8市町村で構成される区域のこと。二次医療圏とは、原則として特殊な医療をのぞく一般的な保健医療ニーズに対応するための区域で、圏域内で入院医療を概ね完結するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的・専門的な保健サービスとの連携などによる、包括的な保健医療サービス提供体制の整備をはかるための地域的単位

日常生活用具給付事業

障がいのある人などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設のこと。認定こども園には、多様なタイプ(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)がある。

認定新規就農者

区市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受け、計画の実現に向けて取り組んでいる農業者のこと。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受け、計画の実現に向けて取り組んでいる農業者のこと。

農地中間管理事業

地域内の分散した農地を整理し担い手ごとに集約化したり、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付けする事業のこと。

No. 6 駅

殿ヶ谷土地地区画整理事業区域の北西端付近の新青梅街道上に計画されている多摩都市モノレール新駅の1つ。新駅の名称は正式に決定していないため、ナンバーで表記している。

は

バリアフリー

「バリア(障壁)」を「フリー(のぞく)」、つまり障壁となるものを取りのぞくことで生活しやすくしようという考え方のこと。

PPP/PFI

Public Private Partnership/Private Finance Initiative (パブリック・プライベート・パートナーシップ/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、効率化や公共サービスの向上を目指している。

避難行動要支援者名簿

高齢者や障がいのある人など、その他の特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿のこと。

病診連携体制

高度な医療設備や専門性のある技術を持った地域の基幹病院と患者の「かかりつけ医」(医院・診療所等)が連携しながら、病気の治療や早期発見に努めることを目的とするネットワークのこと。

ふるさと納税

応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる税制上の制度のこと。

法定外公共物

道路法、河川法等の適用または準用を受けない公共物のうち、現に、公共的な用途に使用されていないもののこと。

ま

みずほあったか先生

瑞穂町教育委員会と学校の教職員が、人権尊重の理念の十分な理解、暴力的指導を「しない、させない、ゆるさない」の3ない運動、「サービスゼロ」を実現することを宣言するための標語

みずほ学

平成29年度から瑞穂町の全ての小・中学校で推進している、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくことを目的とした、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる子どもたちを育成するための学問のこと。

瑞穂町協働宣言

平成26年10月に策定された、町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための一つの道しるべのこと。

瑞穂・横田交流協会

平成16年に、瑞穂町や横田基地に居住していたり、所属または来訪する外国人やその団体との文化交流を通じて、国際的相互理解を深め、国際親善を促進することを目的として設立された協会

無電柱化

道路上の電柱や電線を地下に埋設(電線共同溝など)したり、表から見えない道に配線し、道路上から電柱・電線をなくすこと。

や

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

要介護認定率

高齢者に占める要介護(要支援)認定者の割合のこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度を利用する基準となる要介護、要支援認定を受けた人たちのこと。要介護、要支援認定は保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

用途地域

都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率および高さについて、規制・誘導する区分のこと。都市機能の維持増進、住環境の保護などのため、土地の合理的利用を図ることを目的としている。

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。

寄り合いハウスいこい

高齢者を中心に子どもたちや地域の方々との多世代交流および主体的な地域活動の場として、地域コミュニティの核となる施設のこと。運営ボランティアの会と瑞穂町との協働で運営を行っている。

ら

ライフサイクルコスト

製品や構造物を取得・使用・廃棄するために必要な費用の総額のこと。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程(ライフサイクル)に必要な経費の合計額

6次産業化

農林漁業者(1次産業)が、農畜産物などの生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組むことによって、生産物の元々持っている価値をさらに高め、所得の向上を目指す取組のこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「生活(家事・子育て・介護・地域の活動、趣味など)」を、個人が希望するバランスで「両方とも充実させている状態」のこと。